

# 山口県報

平成27年  
4月10日  
(金曜日)

## 目次

○訓令	山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令(都市計画課).....	一
○告示	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....	二
救急病院の認定(医療政策課).....	二	
○公告	スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者の指定(スポーツ推進課).....	二
大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課).....	三	
林業種苗生産事業者の登録(森林整備課).....	三	
契約の締結(河川課).....	四	
○選管告示	直接請求に必要な有権者の数.....	四
不在者投票のできる老人ホームの指定.....	五	
○公安委告示	技能検定員審査の実施.....	五
教習指導員審査の実施.....	八	

## 山口県訓令第六号



庁中一般  
各出先機関

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令

山口県都市計画推進協議会規程(昭和四十四年山口県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二商工労働部の項中「企業立地推進室長」を「企業立地推進課長」に改め、同表農林水産部の項中「企画流通課長」を「ぶちうまやまぐち推進課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月十日から施行する。



## 山口県告示第四百四十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年四月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 日本化薬株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 日本化薬株式会社厚狭工場

所在地 山陽小野田市大字郡二三〇番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用の方法	
	能 ( $\text{m}^3/\text{分}$ )	工事着手 年月日 工事完成 年月日 使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 時間	一日当た り季節的 動の概要
二七一ヌ	八〇	平成二七、 五、四	平成二七、 五、六	平成二七、 五、七
備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一 第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。			連 続 二 四 時 間	変動なし

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $\text{m}^3$ )
	通 常 最 大	通 常 最 大	
二七一ヌ	三	四	二・六
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。			三・八

四 排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 2 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 ( $\text{m}^3$ )
	通 常 最 大	通 常 最 大	
七・三	八	一〇	九七・四
八	一五	三〇	一、二八・四

山口県告示第百四十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十七年四月十日

山口県知事 村岡 副 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限  
周南市立新南陽市民病 周南市宮の前二丁目三番一五号 平成三〇、四、二〇

(一一三) スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者の指定

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例（平成十七年山口県条例第四十九号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十七年四月十日

山口県知事 村岡 副 政



一 指定管理者に管理を行わせるスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口県スポーツ交流村	光	市	

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口県ひとづくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- (三) 条例第五条の許可をすること。
- (四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関する事

四 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間

(二一四) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年四月十日から同年八月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) アルク玖珂店

所在地 岩国市玖珂町一〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社ミコー食品 岩国市周東町上久原三三四の五 松田 清治

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一、四八五平方メートル	一、五三二平方メートル	
廃棄物等の保管施設の容量	二六立方メートル	二一立方メートル	
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後九時	午後一〇時	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前七時三〇分から午後九時三〇分まで	午前七時三〇分から午後一〇時三〇分まで	

四 届出年月日

平成二十七年三月二十七日

五 変更年月日

平成二十七年十一月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) アルク玖珂店

所在地 岩国市玖珂町一〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社ミコー食品 岩国市周東町上久原三三四の五 松田 清治

三 変更に係る事項

駐輪場の位置、荷さばき施設の位置及び廃棄物等の保管施設の位置

四 届出年月日

平成二十七年三月二十七日

五 変更年月日

平成二十七年十一月二十八日

(二一五) 林業種苗生産事業者の登録

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録をしました。

平成二十七年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録 生産事業者の氏名又は名称及び住所 山口県知事 村岡 嗣 政  
 番号 一九九七 種 一男 山口市阿東蔵目喜九八三 生産事業の内容 生産事業の名称及び所在地

幼苗の育成及び幼苗 事業所の名称はない。  
 以外の苗木の育成 生産事業者の住所に同じ。

(二一六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十七年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
土木建築部河川課 山口市滝町一番一号
  - 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
錦川総合開発事業平瀬ダム放流設備工事
  - 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 四 落札者を決定した日  
平成二十六年十二月二十四日
  - 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
錦川総合開発事業平瀬ダム放流設備工事豊国工業・新光産業特定建設工事共同企業体 広島県東広島市西条町御園宇六四〇番地三
  - 六 落札金額  
十四億二千二十万円
  - 七 入札公告日  
平成二十六年八月一日
  - 八 その他
- (一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣 政
- (二) 調達方法 購入等
- (三) 落札方式

総合評価



山口県選挙管理委員会告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十七年四月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、五四四
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四七、一四九
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	一四、七〇七、九〇四、一〇五、一三二、一五二、一七〇、一八八、二〇〇、二二〇、二四〇、二六〇、二八〇、三〇〇、三二〇、三四〇、三六〇、三八〇、四〇〇、四二〇、四四〇、四六〇、四八〇、五〇〇、五二〇、五四〇、五六〇、五八〇、六〇〇、六二〇、六四〇、六六〇、六八〇、七〇〇、七二〇、七四〇、七六〇、七八〇、八〇〇、八二〇、八四〇、八六〇、八八〇、九〇〇、九二〇、九四〇、九六〇、九八〇、一〇〇〇
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	一四、七〇七、九〇四、一〇五、一三二、一五二、一七〇、一八八、二〇〇、二二〇、二四〇、二六〇、二八〇、三〇〇、三二〇、三四〇、三六〇、三八〇、四〇〇、四二〇、四四〇、四六〇、四八〇、五〇〇、五二〇、五四〇、五六〇、五八〇、六〇〇、六二〇、六四〇、六六〇、六八〇、七〇〇、七二〇、七四〇、七六〇、七八〇、八〇〇、八二〇、八四〇、八六〇、八八〇、九〇〇、九二〇、九四〇、九六〇、九八〇、一〇〇〇

知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	上関町・田布施町・平生町選挙区	八、九二三
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項		二四七、一四九
県の教育委員会の教員及び委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条		

山口県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十七年四月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
サービスタ付き高齢者向け住宅海と空		下関市壇之浦町四番二八号			平	成	二	七	三、二六
かわ村高齢者住宅		宇部市大字川上七二〇の九			〃	〃	〃	〃	〃
かわ村高齢者住宅二丁目		〃			〃	〃	〃	〃	〃
軽費老人ホーム防府温泉ホーム		防府市大字台道一六七〇			〃	〃	〃	〃	〃
特別養護老人ホームかねえ(ユニット型)		岩国市錦見三丁目七番五五号			〃	〃	〃	〃	〃
介護付有料老人ホームテイエラ		多田三丁目一〇四の二			〃	〃	〃	〃	〃
ケアハウス幸嶺園		美祿市伊佐町伊佐五六六の一			〃	〃	〃	〃	〃
介護老人保健施設あおぞら		周南市大字栗屋一〇二二の七六			〃	〃	〃	〃	〃



山口県公安委員会告示第十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十七年四月十日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
  - 技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 平成二十七年五月十一日（月曜日）及び同月十二日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
  - 平成二十七年四月二十日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
  - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
  - (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
  - 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
  - 二万三千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査	細目	減ずる額

一	技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千元
二	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三	教則の内容となっている事項	二千四百五十円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	二千四百五十円
五	技能検定の実施に関する知識	二千元
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千七百五十円
備考	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

- 一 審査の種類  
技能検定員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 平成二十七年五月十二日（火曜日）及び同月十三日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十七年四月二十日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千六百元
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千五百円
三 教則の内容となっている事項	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円
備考	
普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に八百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

- 八 その他
  - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
一万九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年五月十四日(木曜日)及び同月十五日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十七年四月二十日(月曜日)から同月二十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
審査細目	減ずる額

一 技能検定員として必要な自動車の運転技能

千三百円

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

二百円

三 教則の内容となっている事項

千九百五十円

四 自動車教習所に関する法令についての知識

千九百五十円

五 技能検定の実施に関する知識

二千五百円

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

二千五百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年五月十五日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十七年四月二十日(月曜日)から同月二十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
  - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
- 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転免許証の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
- 二万七千七百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万七千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

- 備考
- 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千百円を減ずるものとする。
- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
  - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

### 山口県公安委員会告示第十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十七年四月十日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
  - 教習指導員審査（大型）及び教習指導員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 平成二十七年五月十八日（月曜日）及び同月十九日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
  - 平成二十七年四月二十日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
  - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
  - (一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
  - 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
  - 一万四千九百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千九百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。



審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千元
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千五百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千五百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三一―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十七年五月十九日（火曜日）及び同月二十日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十七年四月二十日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千六百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

審査細目	減ずる額
<p>一 審査の種類</p> <p>教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)</p> <p>二 審査の日時及び場所</p> <p>(一) 日時 平成二十七年五月二十一日(木曜日)及び同月二十二日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで</p> <p>(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター</p> <p>三 審査申請書の受付期間及び時間</p> <p>平成二十七年四月二十日(月曜日)から同月二十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで</p> <p>四 審査申請書の提出先</p> <p>山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課</p> <p>五 提出書類</p> <p>(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)</p> <p>(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面</p> <p>(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)</p> <p>六 運転免許証の提示</p> <p>審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。</p> <p>七 審査手数料</p> <p>九千四百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。</p>	

<p>一 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>二 技能教習に必要な教習の技能</p> <p>三 学科教習に必要な教習の技能</p> <p>四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>五 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>六 教習指導員として必要な教育についての知識</p>	<p>千三百円</p> <p>千三百円</p> <p>千三百円</p> <p>千三百円</p> <p>千三百円</p> <p>千二百円</p>
<p>備考</p> <p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。</p>	
<p>八 その他</p> <p>(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。</p> <p>(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。</p>	
<p>一 審査の種類</p> <p>教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)</p> <p>二 審査の日時及び場所</p> <p>(一) 日時 平成二十七年五月二十二日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで</p> <p>(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター</p> <p>三 審査申請書の受付期間及び時間</p> <p>平成二十七年四月二十日(月曜日)から同月二十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで</p> <p>四 審査申請書の提出先</p> <p>山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課</p> <p>五 提出書類</p>	

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
  - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示  
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
 一万二千七百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考  
 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百五十円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
  - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七九七三―二九〇〇）にすること。

平成二十七年四月十日印刷  
發行

發行  
人所

山口  
山口  
県  
知  
事